日隆聖人伝記史料として見た御聖教紙背文書の一考察

小西日遶

はじめに

法華宗再興弘通唱導師と仰がれる日隆聖人の伝記を研究するについて、現在根拠とされる主要な資料は、江戸時代に成立した聖人の伝記書である。その伝記書も十種類程存在すると思われたが、検討の結果三種類程に集約されることになってきた[1]。しかしいずれにしても室町時代に活動された聖人の御姿を御入滅後二百年から三百年後に著された伝記書で検証しても、どれほど実像に迫れるのであろうか。隔靴掻痒の感を懐かざるを得ないのである。

しかし聖人に関わる直接的な資料が少ないことも事実である。筆者は以前に聖人伝研究において、歴史的史料を補うものとして、聖人の著述や御所持の文献類から構成されている「御聖教」の中味の検討の必要性を述べたことがある[2]。本稿では御聖教の執筆過程に注目して、現存御聖教の紙背に残存する資料について検討することから、何か聖人に関わる歴史的な事実を発見出来ないかと考えるものである。ただし、御聖教の紙背文書の存在についての悉皆調査が行なわれていないので、今回は既に紙背文書の存在が知られている、(1)『御書文段』(2)『玄文止諸御抄出処』(3)『御聖教切九枚』の三点について検討することとしたい。

一　『御書文段』の紙背文書について

現在『御書文段』[3]は、巻子本全五巻が尼崎本興寺に格護されている。五巻共に両山第二十八世日顕上人によって修覆され巻子本として伝来しているもので、[4]五巻共巻末に「奉修覆御書文段五巻内　貞享三丙寅年正月廿三日　日顕（花押）」と記されている。

この五巻には各巻の順序を示す番号などは記されていないが、各巻の内容を列挙してみると、[5]第一巻　観心本尊抄文段。第二巻　開目抄文段　報恩抄文段。第三巻　本門末法初心行者位抄文段　当体義抄文段　如説修行抄文段　法華宗内証仏法血脉抄文段。第四巻　本門取要抄文段　本尊問答抄文段　守護国家論　法華題目抄文段　一代大意抄文段。第五巻　大田抄文段　本門治病抄文段　止観十章抄文段　立正観抄文段。である。この中『観心本尊抄文段』は、聖人直弟日信上人が筆写されたものであるが、他は全て日隆聖人の真筆である。その中で『守護国家論』は宗祖の科文を文段として引用されている。以上の『御書文段』について各巻ごとに見ると、

第一巻の『観心本尊抄文段』は、日信上人の筆写によるもので、末尾に「本門観心本尊抄一部科文　日信（花押）」とあり、巻頭にも日信師とは別筆で「観心本尊抄文段」の紙片が貼られている。紙背文書はない。

第二巻は、『開目抄文段』『報恩抄文段』であるが、『開目抄文段』には紙背文書は見られない。ところが続く『報恩抄文段』には紙背に文書があり、同文段の巻頭に「此裏暦ニテ非御直筆候　貞享元年極月日　本興寺日顕（花押）」の貼紙があり、文段が終っても紙背の暦を出来るだけ残すように表具されている。

第三巻の『本門末法初心行者位抄文段』に紙背文書はない。『当体義抄文段』は紙背に文字が見え、末尾に

「此裏暦ニテ非御直筆候　貞享元年極月日　日顕（花押）」の貼紙がある。そして紙背の暦は次の『如説修行抄文段』の手前で切断されている。『如説修行抄文段』と『法華宗内証仏法血脉抄文段』には紙背文書は見られない。

第四巻の『本門取要抄文段』の巻頭に「此裏書御直筆ニテ消テ有リ御下書ト見タリ貞享元年極月日　本興寺日顕（花押）」と書かれた貼書があり、紙背に墨線で抹消された文段が見える。そして最後に「開目抄文段早」とあることから、紙背に墨線で消された『開目抄文段』の存在が知られた。次の『本尊問答抄文段』には紙背文書は見られないが、末尾に「永享八年九月下旬」と日付があり、この文段のみ著された日時が知られるのである。次の『守護国家論』は、文章で記されている科文を図解されたものであり、さらに遺文では全七段が一体のものを、大文第一～第三を上巻、第四～七を下巻と二分している点が異っている。[6]『守護国家論』『法華題目抄文段』『一代大意抄文段』に紙背文書はない。

第五巻の『大田抄文段』『本門治病抄文段』『止観十章抄文段』『立正観抄文段』の全文段に紙背文書は見られない。

従って日隆聖人の御書文段の中、『報恩抄文段』『当体義抄文段』『本門取要抄文段』の紙背に暦と御書文段の下書が残されているのである。そこで次にそれぞれの紙背の資料について検討したい。

㈠『報恩抄文段』紙背の暦について

紙背の暦は断簡で年号は不明である。また切断された暦を貼り合せて用紙として再利用しているので、暦の上下が逆になっている箇所もある。暦は仮名暦で、ある年の一月一日から二月二十一日迄、五月二十四日から八月十七日迄、八月十八日から十一月二十八日迄の三枚の暦をつなぎ合せていることが知られる。さらに暦の記事か

表Ⅰ

紙数	法量	暦日付	連続性	月の大・小、朔日干支
1	21.0	1/1～1/15	↓	1月小　甲戌
2	33.8	1/15～2/10	↓	2月大　癸卯
3	15.5	2/11～2/21	↓	
4	19.8	11/15～11/28	↑	
5	34.2	10/19～11/14	↑	11月大　戊辰
6	34.0	9/25～10/19	↑	10月小　己亥
7	34.2	9/1～9/24	↑	9月大　己巳
8	15.0	8/18～8/29	↑	
9	27.3	5/24～6/14	↓	6月大　辛丑
10	34.0	6/15～7/8	↓	7月小　辛未
11	33.9	7/9～8/3	↓	8月小　庚子
12	18.6	8/4～8/17	↓	

（法量は横幅寸法・糎、本紙縦24.0糎）

ら、この年の一月は大の月で一月朔日の干支は、きのえいぬ（甲戌）であり、二月は大の月で朔日はみのとう（癸卯）となり、このようにして知られる月の大小と朔日の干支は表Ⅰの通りである。この暦の年を確定しなければならないが、参考になるのは『本尊問答抄文段』の年時が「永享八年九月下旬」とあることである。そこで試みに永享元年から同十年迄の月の大小と年中の朔日の干支を掲げると表Ⅱのようである。[7] この二点が合致する年号を見ると、永享七年の暦と一致するので、『報恩抄文段』の紙背は永享七年の仮名暦であることが確認された。

(二)『当体義抄文段』紙背の暦について

紙背の暦は仮名暦で、日付は五月十三日から十月二十四日まで切れ目なく続いている。従ってこの文段は、ある年の暦の背面をそのまま用紙として利用されたことが知られる。

表Ⅱ　月の大小と朔日干支（永享元～10）

	永享1		2		3		4		5		6		7		8		9		10	
	大小	干支	大小	干支	大小	干支	大小	干支	大小	干支	大小	干支	大小	干支	大小	干支	大小	干支	大小	干支
1	大	戊申	小	癸卯	小	丁卯	大	辛酉	小	丙辰	大	己卯	小	甲戌	小	戊辰	小	壬辰	小	丙戌
2	小	戊寅	小	壬申	小	丙申	小	辛卯	大	乙酉	大	己酉	大	癸卯	大	丁酉	大	辛酉	大	乙卯
3	大	丁未	大	辛丑	大	乙丑	小	庚申	小	乙卯	小	己卯	大	癸酉	大	丁卯	小	辛卯	大	乙酉
4	小	丁丑	小	辛未	小	乙未	大	己丑	小	甲申	小	戊申	小	癸卯	小	丁酉	大	庚申	小	乙卯
5	大	丙午	大	庚子	大	甲子	小	己未	大	癸丑	大	丁丑	小	壬申	大	丙寅	大	庚寅	大	甲申
閏5															小	丙申				
6	大	丙子	大	庚午	小	甲午	大	戊子	小	癸未	小	丁未	大	辛丑	大	乙丑	小	庚申	小	甲寅
7	小	丙午	小	庚子	大	癸亥	小	戊午	小	壬子	小	丙子	小	辛未	小	乙未	大	己丑	大	癸未
閏7									大	辛巳										
8	大	乙亥	大	己巳	大	癸巳	大	丁亥	小	辛亥	大	乙巳	小	庚子	小	甲子	小	己未	大	癸丑
9	小	乙巳	大	己亥	小	癸亥	小	丁巳	大	庚辰	小	乙亥	大	己巳	大	癸巳	大	戊子	小	癸未
10	大	甲戌	小	己巳	大	壬辰	大	丙戌	大	庚戌	大	甲辰	小	己亥	小	癸亥	小	戊午	大	壬子
11	小	甲辰	大	戊戌	大	壬戌	大	丙辰	大	庚辰	大	甲戌	大	戊辰	大	壬辰	小	丁亥	小	壬午
閏11			小	戊辰																
12	大	癸酉	大	丁酉	小	壬辰	大	丙戌	小	庚戌	大	甲辰	大	戊戌	大	壬戌	大	丙辰	大	辛亥

年号は不明であるが、五月は大の月、六月は小の月、六月朔日はひのとひつじ（丁未）、七月ひのえね（丙子）とあるので、これを整理すると表Ⅲのようになる。そして月の大小と朔日の干支の二点について表Ⅱを見ると、永享六年に合致する。すなわち永享六年の暦であることが確認出来たのである。

㈢『本門取要抄文段』の紙背文書について

紙背文書について日顕師は、「此裏書御直筆ニテ消テ有リ御下書ト見タリ」と貼紙をしておられる。そして前記の如く墨線で消されているものの『開目抄文段』であることが知られた。しかし同文段の清書されたものが、『御書文段』第二巻に収載されているので、双方の同異を知ることが可能である。そこで抹消された部分はあるものの紙背の文段を判読してみると次のようである。

表Ⅲ

紙数	法量	暦日付	連続性	月の大小、朔日干支
1	29.8	5/13～6/4	↓	5月大
2	32.0	6/5～6/28		6月小　丁未
3	32.3	6/29～7/22		7月小　丙子
4	32.2	7/23～8/15		8月大　乙巳
5	32.1	8/16～9/8		9月小　乙亥
6	32.3	9/9～10/2		10月大　甲辰
7	32.4	10/3～10/24		

（法量は横幅寸法・糎、本紙縦24.5糎）

一　標断疑生信意
二　釈広開近顕遠意二
　一　出権迹能迷人所知
　二　挙所迷法二
一　挙正報人三
　一　出廃迹立本証文
　二　此文下釈経文破迹之意
　三　此過去下重釈経文顕本所以
二　明依報本国土相二（仏世下）
　一　明尓前迹門意
　二　打還下釈本国土相
三　結寿量一品勝権迹諸経（仏久遠下）
（抹消）

三。本門流通出本門八品上行所伝惣名一念三千（花厳下）
三世十方十法界生仏下種　困尊論信謗破立
六
一　別明顕密二宗迷惑本尊起謗法
二　仏久成下。久遠本地能開独尊三世十方十法界最（明）
　初下種本師唯我一人慈父釈尊三徳有縁本尊
三　而天台下背諸宗謗者久遠寿量最初下種
　慈父釈尊起不孝謗法

四　不知寿下背諸宗本師釈尊受謗罪出証文一

五　伝教下他宗所依経諸仏菩薩人天等最初下種皆悉
　　顕有本門寿量一念三千一

六　花厳下顕密諸宗盗本門三千種子明犯法偸罪一

四　サレハ下惣結上諸文一別結向本門正宗流通已下意一
　　殊結次上秀句已下文義一念三千種子意一

四　予事由下正決上疑難一顕蓮師擁護正義一

（抹消）

（抹消）

（抹消）

（抹消）

第五　日蓮案云下

（抹消）

（抹消）

重別挙自身疑以種々文義。会之　摂受安楽智者現加守
護一折伏愚人。無智悪人故　無現擁護冥依照覧顕経力信心■行相

（抹消）

一　別挙今経一会本尊聖衆一如説行者現疑無擁護

二　サレハ重下答広引経釈顕如説行相末代行者宿善無福ニシテ

惣示後可顕一意一　　無勝利故成折伏修行相一

二　挙宝塔品三ケ勅宣与諸宗所依経相対論勝劣顕妙経最

勝糺明諸宗謗法一為三

一　□（抹消）

二　□（抹消）

三　諸□□依経与今経已今当三説相対破諸宗邪義

□（抹消）

□（抹消）

□（抹消）

二　挙提婆品二ケ諫暁示　弘経利物巨大又三

一　正釈提婆龍女作仏又二　初提婆　二龍女

二　余経与今経対判邪正勝劣

三　結提婆龍女作仏

三　宣勧持品弘経三類怨嫉如説行者

一　引経文惣釈三類又二

一　出□経釈定末法三類亦四

一　引勧持品□

二　以経釈□記八云

三　□妙経勧持品

四　像法怨嫉顕末法正時三類

一　先顕三類障難行者

二　引儒家未来記備助証

三　引仏未来記定正証

二　三類障難之如説行人又三（乱明）

一　別次第出経釈判三類相

二　末法三類能見行者冥示

三　末法三類顕畢誰疑者

所見三類相

示伺求如説行者　故日本国但

二　別示三類相顕如説行者亦為三（第一有諸無智人）

一　以宿習智者現世福報難不軽怨嫉致

問答決疑示行者怨嫉相

二　摂受安楽智者現報与不軽行相相対示

順逆罪福相

三　末代本未有善行者酬宿業値怨嫉引証文

三　依過去信■誇業因現世如説行者明有（有人云当世）

三類怨嫉値不値又為四

合高祖自身顕末法主師親

四　明以三千惣在妙経勧進末代愚人仏種（又仏成道花厳ヨリ）

四　引経文釈義簡別摂折二門相疑云念仏者禅宗等ヲ無間ヨリ

五　明末法折伏弘経巨益相問云念仏者禅宗等責テ彼等ヨリ

開目

日蓮ハ日本国諸人主師ヨリ

大文第三惣結主師親本意

本門要付末法唱導

本門南無妙経主師親有縁久遠釈尊上行サタ末法三徳有

縁日蓮サタ能所開目

開目抄文段早

紙背の文段は一部が欠損しているが、「一標断疑生信意」（一、断疑生信の意を標す『主要御書』五七頁）[8]から始まり、最後の大文第三の科文（『主要御書』九七頁）まで続いている。勿論文段の下書と思われるので、墨線で消したり、細字の注記があったりして判読するのは困難である。紙背の文段草稿と完成した『開目抄文段』の科文を比較すると、全体的にはほぼ同文であるが、「第五日蓮案云下　重別挙自身疑以種々文義会之　摂受安楽智者現加守護折伏愚人無智悪人故無現加護　依冥照覧顕経力仏力信心力　二」（『主要御書』六五頁）の下、「サレハ重下　答広引経釈顕如説行相末代行者宿善無福現無勝利故成折伏修行相　九」（『主要御書』六五頁）以下に相違があり、九に分科するところが五分科となっている。

また最後大文第三の科文は、「惣結本門八品南無妙法蓮花経三徳有縁久遠釈尊末法慈父上行サタ人界応同主師親日蓮大士開目」（『主要御書』九七頁）に対して、草稿では「惣結本門要付末法唱導主師観」「本門南無妙経主師親有縁久遠釈尊上行サタ末法三徳有縁日蓮サタ能所開目」と記されている。

日隆聖人は、『開目抄文段』の草稿を書かれ、その後、この文段を完成し清書された後、草稿の紙背に『本門取要抄文段』を書かれたと思われるため、『本門取要抄文段』は、『開目抄文段』より後に著されたことになろう。また『開目抄』に関して、文段の草稿と完成稿の両方が存在することから、今後の検討によって聖人の教学的推敲の跡が知られることになると考えている。

二　『玄文止諸御抄出処』の紙背文書について

『玄文止諸御抄出処』については、既に本文が翻印されており[9]、大平宏龍先生の論考がある[10]。そこでは制作年代を知る記述は全くないが、筆蹟をみると、『開迹顕本宗要集』や『三大部略大意抄』の筆致によく似ており、筆の震えもみられる所から、隆師晩年に近い筆蹟とみられるものである。との指摘がある。本抄の紙背にはかな書の消息と漢文体の文章が残されている。本稿では紙背文書の中、漢文体の文章について検討したい。

まず本抄の表と紙背文書の関係を整理すると表Ⅳのようになる。さらに紙背の漢文体の文章を読んでみると次のようである。

(1)漢文1（2紙表　紙背）

表Ⅳ

紙数		法量	紙背
見返し		17.2	無
1	表	19.0	かな文
	裏	20.2	かな文
2	表	18.4	漢文1
	裏	19.5	漢文2
3	表	19.5	かな文
	裏	19.3	かな文
4	表	18.3	漢文3
	裏	19.3	漢文4
5	表	18.0	漢文5
	裏	19.4	漢文6
6	表	18.0	漢文7
	裏	19.2	漢文8
奥付		15.5	無

（法量は横幅寸法、本紙縦29.0糎）

仏答二此ノ疑一云　阿逸多汝等ヵ昔所ノ未レ見一者　我於二是娑婆世一界一得二阿耨多羅三藐三菩提一已テ教化シ示導シテ是ノ諸ノ菩薩調二伏一其心一　令レ発二道意一等云云　又云我於二伽耶城菩提樹下一坐シテ得レ成二一一最正覚一　転シ無上法輪一　尓乃教二化シテ之一令ムル初テ発二道心一　今皆住二一一不退一乃至我従二久遠一来教二化セリ是等衆一等云云此レ等ヲ弥勒等ノ大菩薩一

(2)漢文2（2紙裏　紙背）

精進ノ菩薩衆ハ誰カ為レ二其説レ法ヲ教化シテ而成就セル従カ誰ニ初テ発シ心稱二一揚シ何ノ仏法一ヲカ　世尊我昔來未二曾見二是事一　願説マヘ其ノ所従ノ一國土之名号一　我常ニ遊トモ諸国一未二曾見二是ノ事一　我於此衆中乃不レ識二一人一　忽然ニ従レ地出タリ願ハ説ヘ其ノ因縁ヲ等云云　天台云自二寂場一已降一今座已往ク二十方ノ大士來會シテ不レ絶　雖レ不ト可レ限一　我以補処ノ智力一悉見悉知ル　而ヲ於二此ノ衆一不レ識二一人一　然我遊二化十方一觀二奉二諸仏一々々一大衆快ク所二識知一等云云　妙楽云智人ハ知レ起蛇ハ自識レ蛇等云云　経釈ノ心分明也一所詮初成道ヨリ來此土十方ニテ此等ノ菩薩ヲ見タテマツラス不ト聞申也一

(3)漢文3（4紙表　紙背）

教主釈尊ノ御弟子ニテハ候ヘ　サレハ宝塔品ニハ此等ノ大菩薩ヲ仏我カ御弟子ト一ヲホス故諫暁云告諸大衆我滅度後誰

能護持読誦此経今於」仏前自説誓言トハシタヽカニ仰下給ヒシカ　又諸大菩薩モ　譬如大風吹」小樹枝ト等ラト　吉祥草ノ大風ニ隨ヒ　河水ノ大海ヘ引カ如ク仏ニハ隨マイラセシ」カ　雖レ然トモ霊山日浅シテ夢ノ如クウツヽナラス有シニ　證前之宝塔ノ上ニ」起後ノ宝塔有テ十方ノ諸仏來集セル　皆我カ分身也ト名乗セ給宝」塔ハ虚空ニシテ　釈迦多宝坐ヲ並テ　日月ノ青天ニ並ヒ出セルカ如シ　人天大」會ハ星ヲツラ子　分身ノ諸仏ハ大地ノ上宝樹ノ下師子ノ牀ニマシマス花」

(4)漢文4（4紙裏　紙背）

闡提衆生ト申ハ九法界　衆生無辺誓願度此ニ満足ス　我本立誓」願欲令一切衆如我等無異　如我昔所願　今者已満足等云云諸大」菩薩諸天等此ノ法門ヲ聞テ領解ル処ニ云　我等従昔來数聞世尊説未曾」如是深妙之上法等云云　傳教大師云我等従昔來数聞世尊説クハ謂ク」昔聞法華経ノ前説華厳等大法也　未曾聞如是深妙之上法ィハ謂」未聞法華経ノ唯一仏乗ノ教也ト等云云　花厳方等般若深密大日等ノ恒」沙之諸大乗経一代肝心ハタル　一念三千大綱骨髄タル　一乗作仏久」遠実成等未レ聞領解セリ　又今ヨリコソ諸大菩薩モ梵帝日月四天等モ」

(5)漢文5（5紙表　紙背）

何況其已下ヲ哉　此ノ千世界ノ大菩薩ノ中ニ四人大聖御座ス　所」謂上行無辺行浄行安立行也　此ノ四人ハ虚空霊山諸」大菩薩等　眼ヲモ合セ心モ不レ及花厳経四菩薩大日経ノ四菩薩」金剛頂経ノ十六大菩薩等モ　対ニ此ノ四大菩薩ニ翳眼ノ者ノ日輪ヲ」見カ如シ　海人カ黄帝ニ向奉カ如シ　大公等ノ四聖ノ衆中ニ有ニ似リ」商山ノ四皓カ惠帝ニ仕ニ不レ異魏々堂々トシテ尊高也　釈迦」多宝十方ノ分身ヲ除奉テハ一切衆生ノ善知識トモタノミ奉ヌヘシ」弥勒菩薩心念スラク我ハ仏ノ太子ノ御時卅成道ヨリ　今霊山マテ四」

(6)漢文6（5紙裏　紙背）

十二年カ間　此ノ界ノ菩薩十方世界ヨリ　來集セシ諸大菩薩皆」知タリ　又十方ノ浄土ニ或御使或ハ我ト遊戯シテ其ノ國々ノ

大菩薩ヲ」見聞セリ　此大菩薩ノ御師ナムトハ何ナル仏ニテヤ有スラム　ヨモ此ノ」釈迦多宝十方ノ分身ノ他ニハニルヘクモナキ仏ニテコソヲハスラメ」雨ノ猛ヲ見テ知ニ龍大一見ニ蓮華大一池ノ深コトヲ可レ知　此等ノ大菩薩ノ來」国又誰ト申仏ニ値奉リ何ナル大法ヲカ　修習シ給ラムト疑ハシ　余不」審サニ音ヲモ出ヘクモナケレトモ仏力ニテヤ有ケム　弥勒菩薩疑」云无量千万億ノ大衆ノ諸菩薩昔リ所レ未ニ曾テ見一　是ノ諸ノ大威德ノ」

(7)漢文7（6紙表　紙背）

意趣ニモ不レ似　ヲヒタヽシクヲトロカシヌ又始成ノ佛ナラハ所」化十方ニ充満スヘカラスサレハ分身ノ德ハ備タリトモ示現シテ」益ナシ　天台云分身既多　當知成仏久矣等ニ　大會ノ驚シ心ヲ」カヽレタリ　其ノ上地涌千界ノ大菩薩大地ヨリ出來セリ　釈尊ニ第一ノ」御弟子トヲホシキ普賢文殊等ニモ　可レ似ナシ　華厳方等」般若法華経宝塔品來集セル大菩薩大日経等ノ金剛薩埵」等ノ十六大菩薩ナムトモ　此菩薩ニ対當スレハ　猕猴ノ群中ニ帝釈ノ來給カ」如シ　山人ニ月卿等ノマシハレルニ不レ異　補処ノ弥勒猶迷惑せリ」

(8)漢文8（6紙裏　紙背）

厳経ノ蓮華蔵世界ハ　十方此土ノ報仏各々國々ニシテ彼ノ界ノ仏此ノ土ニ來テ」分身トナノス（ママ）　此ノ界ノ仏彼ノ界ヘユカス但法慧等ノ大菩薩ノミ互ニ來會セリ　大日」経金剛頂経等ノ八葉九尊卅七尊等大日如來ノ化身トハ見レトモ其ノ」化身三身円満ノ古仏ニハアラス大品経ノ千仏阿弥陀経ノ六万諸仏イ」マタ來集ノ仏ニアラス　大集経ノ來集ノ仏又分身ナラス　金光明経」四方四仏ハ化身也惣シテ一切経ノ中ニ各修各行ノ三身圓満ノ諸仏ヲ集テ我分」身トハ不レ説レ　今此ノ宝塔品ハ此レ寿量品ノ遠序也　始成正覚四十余」年ノ釈尊一劫十劫等已前ノ諸仏ヲ集テ分身ト説ケルサスカ平等」

本抄は原本の調査から、日隆聖人真筆の部分は全六紙で、折目ととじ穴の残るところから冊子本であったことが確認出来る。本紙の内、第二紙、第四紙、第五紙、第六紙の表・裏の紙背に前掲の文章が存在する。ただ第五

紙の紙背のみ、他紙とは上下逆に使用されていた。また各紙には折目があるので各紙の表・裏は切断されずに連続しており、ある写本四紙の紙背が使用されていることがわかる。

この写本の文章について、文中の経文、人物名や引用句から、宗祖の御書の一つ『開目抄』の一部であることが確認出来た[11]。

さらに日隆聖人が、身辺に存在した『開目抄』写本の紙背を利用されたことに注目すると、本興寺には聖人の師と言われる日存聖人と日道聖人による『開目抄』写本が格護されており[12]、試みに両聖人の写本と紙背写本を対照してみると、後掲の如く日存聖人写本の文字に酷似しており、紙背文書は日存聖人の筆蹟であることを確認した。

このことから、日隆聖人の手元には、完本としての日存聖人・日道聖人筆写の『開目抄』写本と、日存聖人が筆写されたものの何らかの理由で反故となった同抄写本用紙が保存されていたことが推測される。そして聖人の晩年に近い時点で、かねてから保存されていた消息文や写本の反故を再利用して用紙とし、本抄の記事が書かれたと考えられる。

しかしこのことは、日隆聖人にとっては師匠と仰ぐ方の筆蹟の残る紙背であっても、その点に価値を求めずに、必要であれば使用するという方針であったことを推測させ、これは聖人の教学研究の方法[13]に通ずるものであると考えるのである。

右列、日存聖人『開目抄』
左列、紙背文書

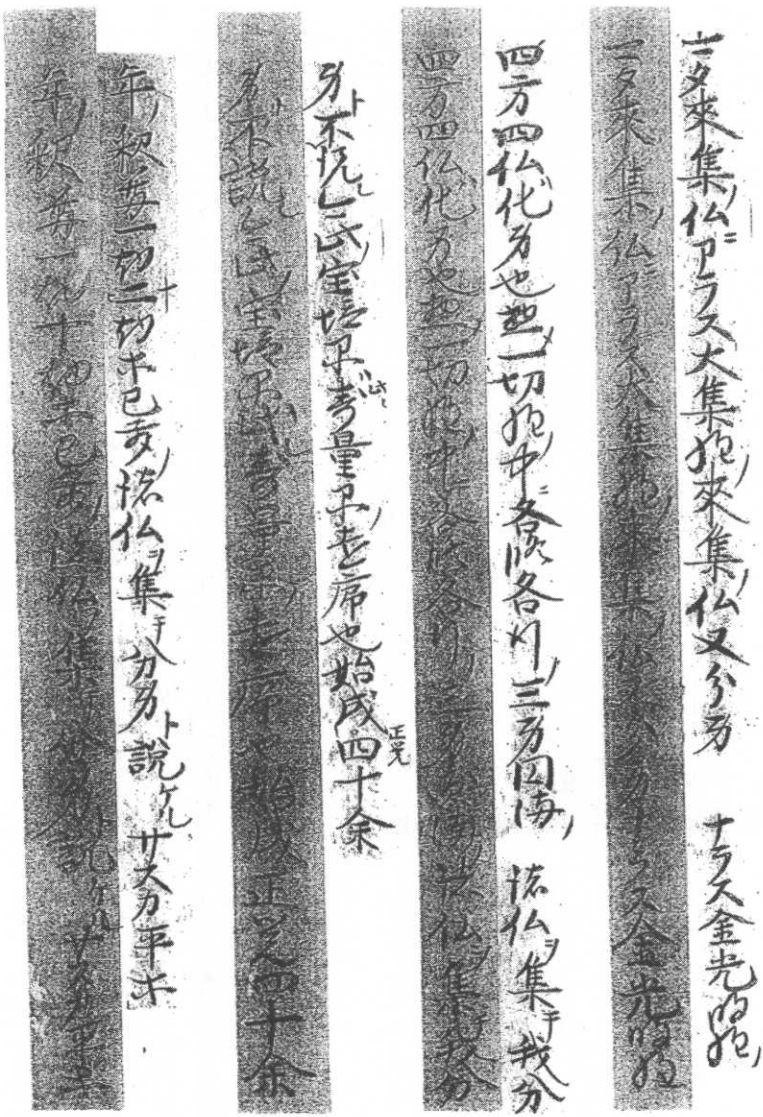

三　『御聖教切九枚』の紙背文書について

『御聖教切九枚』は、末尾に「奉修覆御聖教　壹巻　但此度続立切レ九枚在之　為一軸者也　貞享第三丙寅正月廿三日　日顕（花押）」とあることから、御聖教修覆の際に断簡として残された御聖教九紙を一軸に表具したものと思われる。[14] しかしこの巻の内容を見ると表Ⅴの如く十六紙となるため、日顕師は教義に関わる何紙かを一つにまとめて数えられたものであろう。本抄には教義的著述の断簡と教義書を書くための構想と見られる下書があり、墨線で抹消されている。さらに異質な資料として土地・屋敷を買得した記録が含まれているのである。

表Ⅴ

紙数	法量	表	紙背
1	32.7	教義	
2	34.0	〃	
3	32.8	〃	
4	33.2	〃	
5	33.8	〃	
6	33.8	〃	
7	42.2	〃	
8	37.9	〃	
9	42.2	〃	
10	39.4	〃	土地買得台帳
11	28.8	〃	〃
12	26.8	〃	〃
13	38.8	〃	〃
14	41.0	〃	書状
15	38.4	字典	
16	18.5	教義	

（法量は横幅寸法・糎、本紙縦25.0糎）

全十六紙の中、第十紙から第十四紙までの紙背に文書があり、現状では土地・屋敷買得記録が面に出され、抹消された御聖教面が紙背とされている。この買得記録すなわち『寺領屋敷地所当収納日記』については別稿にて検討したが[15]、内容は応永三十四年から永享三年の間に土地や屋敷を買得した記録である。恐らく不用のまま保存されていた記録の紙背に聖人が御聖教構想の下書をされ、完成後墨線で抹消されたまま伝来し、日顕師が修覆の際に、文字の読める記録面を表として表具されたものであろう。そして第十四紙の紙背には書状の断簡が見えるが、宛先も差出人も不明のため、内容については今後に検討することとしたい。

むすび

これまでの検討で、本稿では三点の紙背文書について、『御書文段』紙背から永享六年と同七年の仮名暦と『開目抄文段』の草稿を、『玄文止諸御抄出処』の紙背から日存聖人筆写『開目抄』写本の一部を、『御聖教切九枚』の紙背から「寺領屋敷地所当収納日記」の存在を知ることが出来た。

①『御書文段』に仮名暦の紙背を利用されたことは、文段という表現形式が、書き出しの一行目から左側に次々と書き続けて、完成時には横長の形になることから用紙として便利であったと考えられる。その場合『当体義抄文段』は、暦の日付順に長いままの用紙の裏を利用されたので当然のことと思われるが、『報恩抄文段』については、年間の一月一日～二月二十一日、八月十八日～十一月二十八日、五月二十四日～八月十七日の三部分に切断したものを、上下互い違いに貼り合わせた状態で使用されており、元の暦の状態が悪く、使える部分を残して貼り継いだのかとも考えている。また暦の年時から表の文段の筆記年時が分かるであろ

うか。暦は一年間使用すれば不用となるため、暦年時の翌年には使用出来る。こう考えると、『報恩抄文段』は永享八年、『当体義抄文段』は永享七年の筆となるが、翌年に使用された確証はなく、夫々暦の年以後の成立を証明するのみで、『本尊問答抄文段』に見える「永享八年九月下旬」の日付を補強することとなった。またこの暦を聖人が自ら使用されたか否かは不明であるが、当時の社会で広く利用されていた暦[16]が聖人の身辺にも置かれていたものと推測している。

②『本門取要抄文段』紙背に『開目抄文段』の草稿が存在したことから、完成した同文段との比較が可能である。日隆聖人の『御書文段』が、宗祖御書の大意・大綱をつかむことを目的とされていることから[17]、聖人の教学研究過程について知ることが出来るのではなかろうか。

③『玄文止諸御抄出処』が日存聖人筆写『開目抄』写本の紙背を利用されていることから、当時筆記用具としての和紙が貴重なものであり、その為に自分の師匠の筆蹟が残る写本であっても用紙として使用されていることから、聖人が自らの研究成果を記述し残されることに強い意欲を持たれていたと考えている。

④『御聖教切九枚』の中には、御聖教の断簡と「寺領屋敷地所当収納日記」がある。墨線で抹消された御聖教の部分は、前記の『開目抄文段』同様に草稿であろう。そして土地や屋敷を買得した記録は、日隆聖人が教学研究と布教活動の中で、現実に社会に働きかけられた有様を想像させる資料であり、室町時代の社会経済史の史料としても貴重なものである。

以上の四点が本稿において検討した結果であるが、聖人の伝記研究にもいくつかの新知見を加えることが出来たと思われる。しかしまだ多くの御聖教が未調査であり、今後に残された大きな研究課題である。

註

(1) 日隆聖人の伝記書については、拙著『日隆聖人略伝』(東方出版　昭和六十年)二二八頁以下に紹介している。伝記書の中で中心となるのは日寛師『開祖徳行記』と、これに対する日芳師『開祖徳行記試評』『日隆大聖人御一代徳行講演抄』、そして伝記として古くからの伝承を含んでいる日庸師『開祖略縁起』を挙げたい。日芳師『試評(私評)』では、日寛師の伝記を批評し、また日庸師の伝記も引用している。「開祖徳行記試評」(『興隆学林紀要』第二号　昭和六十三年)八頁参照。

(2) 平成十八年度法華宗教学研究所総会口頭発表「御聖教に関する一考察—日隆聖人伝記資料としての可能性について—」尚、「御聖教」の意味については、既に大平宏龍稿「本興寺格護の御聖教について」(『歴史と宝物』大本山本興寺　昭和五十六年)以来明らかにされている。

(3) 大平宏龍「日隆聖人著『御書文段』私考」(『興隆学林紀要』第四号　平成二年)において本稿でとりあげた文段について詳細に検討されている。

(4) 大平宏龍「本興寺二十八世日顕上人の御聖教修覆事業について」(『宗門史談』創刊号　昭和四十八年)に修覆事業の経緯が明らかにされている。

(5) 巻数の順序は、株橋諦秀「日隆聖人教学の序説」(『桂林学叢』第四号　昭和三十八年)「御書文段集」の項による。

(6) 『守護国家論』本文は、『昭和定本日蓮聖人遺文』第一巻八九頁以下を参照。尚、日隆聖人の科文は、『日隆聖人文段主要御書全』(法華宗宗務院　平成十九年三版)三一九頁以下にみえる。

(7) 内田正男編著『日本暦日原典』(雄山閣　昭和五十年)による。尚、文段の成立年代について、註(5)引用論考では永享八年とし、註(3)引用論考では「ほぼ同一時代の筆と認められるようであり」とあることから、紙背の暦も永享年間のものと推測し、永享元年～同十年の間の月の大小と朔日の干支を掲げたものである。

(8) 註(6)引用書。

(9) 「〈資料紹介〉　日隆聖人著『玄文止諸御抄出処』」(『桂林学叢』第二十三号　平成二十四年)。尚、本抄の翻印が平島盛龍師によっておこなわれたことは、翻印稿解題において報告されている。

(10) 大平宏龍「『文句要伝』『玄文止諸御抄出処』私考」(『興隆学林紀要』第五号　平成三年)

(11) (1)～(8)の断簡は、巻子本の紙背の順に掲げたが、宗祖の『開目抄』と対比して見ると、御遺文では(4)(3)(8)(7)(5)(6)(2)(1)の順となり、この間の文章に脱落した箇所は見られない。『昭和定本日蓮聖人遺文』第一巻五七〇頁～五七四頁、参照。

(12) 日存聖人筆写『開目抄』上下、応永廿三年七月十七日。日道聖人筆写『開目抄』上、応永十六年霜月四日。尚、別に考察しなければならないが、日隆聖人の『開目抄文段』に引用された御遺文は、日存聖人『開目抄』の文章と一致しているものの、現在の『昭和定本日蓮聖人遺文』中の『開目抄』とは文言の異るところがある。

(13) 日隆聖人は『二帖抄』に「此の意を以て当宗には縦ひ師匠の事なれども自力寄特を云ふをば之を誡め、依法不依人と信心を取て法の邪正によって師の善悪をも沙汰する間、日蓮薩埵の徳行これなし。猶以て信心を至すなり」とあって、師匠のことについても信心の目で見ることが示されている。法華宗教学研究所編『法華宗名目見聞題号釈』(法華宗宗務院　昭和四十七年)四十八頁参照。

(14) 註(4)引用論考に、当時の状況が記されている。

(15) 拙稿「日隆聖人伝補填の一史料―「寺領屋敷地所当収納日記」について―」(『興隆学林紀要』第二号　昭和六十三年)

(16) 渡辺敏夫『日本の暦』(雄山閣　昭和五十一年)一四七頁以下参照。尚、現存している具注暦・仮名暦について整理した成果として、厚谷和雄編「暦史料編年目録稿」(『具注暦を中心とする暦史料の集成とその史料学的研究』東京大学史料編纂所　平成二十年)がある。これによれば、永享年間の仮名暦は、二年、三年、八年、九年、十年、十一年のものが収録されているが、文段の紙背に見える、永享六年・七年の暦は収録されていない。

(17) 註(3)引用論文参照。

付記　本稿は、平成二十五年度法華宗教学研究所総会において、「御聖教紙背文書に関する若干の考察」と題して発表せるものを補訂したものである。

尚、本稿作成にあたり『本門取要抄文段』の紙背文書の読解について、大平宏龍先生より多くの御教示を得た。ここに深謝申し上げる次第である。

〈キーワード〉　日隆聖人伝　御書文段　玄文止諸御抄出処　開目抄　仮名暦